

○小田原市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱

令和3年4月1日要綱第158号

改正

令和4年4月1日要綱第90号

令和5年4月1日要綱第69号

令和6年2月13日要綱第8号

令和7年2月26日要綱第10号

令和8年3月25日要綱第78号

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市こどもの居場所づくり事業補助金の交付について、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校や家庭以外の多様なこどもの居場所づくりを支援するため、予算の範囲内において、小田原市こどもの居場所づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象団体)

第3条 補助金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、小田原市内においてこどもの居場所づくりを目的とした取組を行う団体とし、かつ市民が主たる構成員である団体とする。

2 対象団体は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (2) この事業を実施する場合において、営利を目的とする団体でないこと。
- (3) 特定の政党若しくは政治家に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。
- (4) 小田原市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、主にこどもを対象に食事・食材の提供や体験機会の提供、見守りなど地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした事業とする。

2 前項に規定する補助対象事業の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 利用するこどもとコミュニケーションを図り、こどもの様子や健康状態などの確認に努めること。

(2) 利用しているこどもの様子に変化があったと認識した場合には、必要に応じておだわら子ども若者教育支援センターは一もにいや関係機関に相談するなど、適切な対応に努めること。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、補助金を申請する年の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の開催・継続のために要する開催経費及び事務経費については別表1、食事・食材の提供を行うこどもの居場所の立ち上げに係る初期費用については別表2に定めるとおりとする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食事・食材の提供を行うこどもの居場所

ア 開催経費 1開催あたり2万円を上限とし、かつ年間24万円を上限として、予算の範囲内で決定する。

イ 初期費用 食事を提供するこどもの居場所の立ち上げに係る補助対象経費と10万円を比較し、低い方の額を上限として、予算の範囲内で決定する。

(2) 食事・食材の提供を行わないこどもの居場所

ア 開催経費 1回あたり5千円を上限とし、かつ年間6万円を上限として、予算の範囲内で決定する。

イ 事務経費 年間5千円を上限として、予算の範囲内で決定する。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、6月30日又は事業開始の1箇月前ま

で、小田原市こどもの居場所づくり事業補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 小田原市こどもの居場所づくり事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 小田原市こどもの居場所づくり事業補助金開催経費収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 食事・食材の提供を行うこどもの居場所において、立ち上げに係る初期費用の交付を受けようとする団体は、前項各号のほかに次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 小田原市こどもの居場所づくり事業補助金初期費用予算書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類
(交付決定の審査基準)

第9条 規則第5条第1項に規定する書類の審査における基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか。
- (2) 事業計画は、交付の条件（次条で定めている項目）を満たしているか。
- (3) 成果目標は、市民への説明責任を果たせるものになっているか。
- (4) 経費配分、使用方法は事業遂行のうえで適当な額か。
- (5) 補助申請額は正しく算出されているか。

(交付の条件)

第10条 規則第6条第1項第4号の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 地域に居住するこどもの誰もが自由に参加できる事業であること。
- (2) 参加費が無料又は低廉（実費相当程度、こども1人あたり200円以内を想定）であること。
- (3) 原則月1回以上行われるものであること。学校行事や学校の長期休暇に合わせ、開催しない月がある場合はこの限りではない。
- (4) 1回あたりの開催時間が2時間以上であること。
- (5) 食事の提供にあたっては、衛生管理について事前に小田原保健福祉事務所の保健所事務担当課に相談し、指導・助言を求めること。また、食品事故防止に努めるとともに食品アレルギーを原因とした事故の防止に努めること。
- (6) 食事・食材の提供を行うこどもの居場所にあたっては、事故発生時の対応のため、任意の保険に加入すること。

- (7) 活動実績があり、活動の継続が見込まれる事業であること。
- (8) 事業内容を地域の自治会等に事前に周知し、理解されている事業であること。
- (9) こどもの居場所の開設や開催に関し、この要綱に基づく補助金以外の本市に係る他の補助金、その他交付金の支援を受けていないこと。
- (10) 小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号）及び小田原市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱（令和3年要綱第158号）の定めに従うこと。

（変更等の承認）

第11条 規則第6条第1号から第3号に規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、小田原市こどもの居場所づくり事業補助金内容変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び不交付決定）

第12条 市長が補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定により小田原市こどもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知する。

2 補助金の交付をしない決定をしたときは、小田原市こどもの居場所づくり事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 交付決定通知書を交付された団体（以下「交付団体」という。）で補助金の交付を受けようとするものは、小田原市こどもの居場所づくり事業補助金交付請求書（様式第8号。次条において「請求書」という。）を提出するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、請求書が提出された日から起算して30日以内に、請求書を提出した団体に対して補助金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第15条 規則第8条第1項の規定する申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

（交付決定の取消）

第16条 規則第9条第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更をするときは、小田原市こどもの居場所づくり事業補助金交付決定取消・変更通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金事業の遂行の指示)

第 17 条 規則第 12 条の規定により、市長が交付団体に対し補助事業の遂行を指示するときは、指示書(様式第 10 号)によるものとする。

(実績報告)

第 18 条 規則第 13 条第 1 項の規定による実績の報告は、小田原市こどもの居場所づくり事業補助金実績報告書(様式第 11 号)に次に掲げる関係書類を添えて、補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 小田原市こどもの居場所づくり事業補助金事業結果報告書(様式第 12 号)
- (2) 小田原市こどもの居場所づくり事業補助金開催経費収支決算書(様式第 13 号)
- (3) 開催経費に係る領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 食事・食材の提供を行うこどもの居場所において、立ち上げに係る初期費用の交付を受けている団体は、前項各号のほかに次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 小田原市こどもの居場所づくり事業補助金初期費用決算書(様式第 14 号)
- (2) 初期費用に係る領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 19 条 規則第 14 条に規定する書類の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 活動内容、経費の使用実績は交付申請時の内容と相違がないか。
- (2) 成果目標が達成されているか。
- (3) 成果目標を達成していない場合、その原因は交付団体の責によらないものであるか。

2 前項による審査の結果、補助事業の内容と成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、市長は、交付すべき補助金の額を確定し、小田原市こどもの居場所づくり事業補助金額確定通知書(様式第 15 号)により交付団体に通知するものとする。

(是正のための指示)

第 20 条 規則第 15 条第 1 項の規定により、市長が交付団体に対し、補助事業を、補

助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとるべきことを指示するときは、指示書（様式第10号）によるものとする。

（補助金の返還）

第21条 規則第17条の規定により、市長が交付団体に対し、補助金の返還をさせるときは、小田原市こどもの居場所づくり事業補助金返還通知書（様式第16号）によるものとする。

（書類の保管）

第22条 交付団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（届出事項の変更）

第23条 交付団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに小田原市こどもの居場所づくり事業補助金届出事項変更届（様式第17号）をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

対象経費	内容
報償費	ボランティアや講師（団体構成員を除く）等に対する謝礼に係る費用
備品購入費	じゅう器類、食器、遊具等の購入に係る経費
食糧費	食糧・食材等の仕入れ、購入に係る費用
印刷製本費	印刷物（チラシ・ポスター等）の印刷製本に係る費用
消耗品費	事務用消耗品、感染症対策に関する消耗品、その他消耗品の購

	入に係る費用
燃料費	ガソリンや暖房機器に使用する燃料に係る費用（事業使用分の料金を明確に算出できる場合に限る）
光熱水費	開催日のガス・水道・電気に係る費用（月額払いの場合には開催日のあん分計算が必要）
通信運搬費	郵便料、インターネット接続、電話回線に係る費用（事業使用分の料金を明確に算出できる場合に限る）
保険料	ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用
使用料	会場や器材等使用料に係る費用
その他子ども政策課長が認めるもの	

別表 2（第 8 条関係）

対象経費	内容
備品購入費	じゅう器類、食器、遊具等の購入に係る経費
負担金	食品衛生責任者養成講習会受講料
その他子ども政策課長が認めるもの	

様式第 1 号（第 8 条関係）

様式第 1 号（第 8 条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金申請書

年 月 日

小田原市長 様

年度こどもの居場所づくり事業補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたり、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和 56 年小田原市規則第 2 号）及び小田原市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱を遵守します。

1 申請団体

ふりがな			
団体名			
ふりがな			
代表者名			
所在地（住所）			
電話番号		メールアドレス	

2 事業概要

事業名称			
交付申請額	開催経費	円	
	初期費用 <small>※食事・食材の提供を行う居場所のみ</small>	円	
事業の種類 <small>※当てはまるもの全て</small>	食堂 ・ 居場所 ・ 学習支援 ・ その他（ ）		
事業内容・目的			
成果目標			
事業着手日	年 月 日	事業完了日	年 月 日
事業実施場所	施設名		
	所在地	小田原市	
参加費（子ども）		参加費（大人）	
保険加入の有無 <small>※参加者向け</small>	加入している ・ 加入していない ・ 加入予定		

< 食事提供を行うこどもの居場所を実施する場合 >

食品衛生に関する 責任者氏名		食品衛生責任者 養成講習会参加状況	受講済・受講予定
-------------------	--	----------------------	----------

様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金 事業計画書

月	開催日	参加人数（想定）		内容
		子ども	大人	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計	回	人	人	

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金 開催経費収支予算書

1. 収入の部 （単位：円）

項目	金額	説明（内訳・算出根拠）
補助金（小田原市）	円	小田原市こどもの居場所づくり事業補助金
補助金（県・国）	円	
その他補助金・負担金	円	
参加者からの参加費	円	
団体構成員からの会費等	円	
寄付金	円	
団体の自己資金等	円	
その他	円	
合計	円	

2. 支出の部

項目	金額	説明（内訳・算出根拠）
① 報償費 （講師等への謝礼等）	円	
② 食糧費 （食料・食材等）	円	
③ 消耗品費 （コピー用品、文房具等）	円	
④ 印刷製本費 （チラシの印刷等）	円	
⑤ 燃料費 （ガソリンや暖房器具の燃料等）	円	
⑥ 光熱水費 （ガス・水道・電気に係る費用等）	円	
⑦ 通信運搬費 （郵便料やインターネット回線費用等）	円	
⑧ 保険料 （参加者やボランティアの保険料等）	円	
⑨ 使用料 （会場使用料等）	円	
⑩ 備品購入費 （じゅう器や遊具の購入費用等）	円	
⑪ 負担金 （研修や講習会の受講料等）	円	
⑫ その他 （子ども政策課長が必要と認める経費）	円	
⑬ その他 （ ）	円	
合計	円	

注1）説明欄には金額の積算根拠等を明確に記載してください。

注2）計上しない項目についても削除はせず、0円と記載をしてください。

様式第5号（第11条関係）

様式第5号（第11条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金内容変更承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

年 月 日付け青指第 号で交付決定を受けた小田原市こどもの居場所づくり事業補助金に係る補助事業を次のとおり（変更・中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

団体名	
事業名称	
(変更・中止・廃止) 内容	
(変更・中止・廃止) 理由	

様式第6号（第12条関係）

様式第6号（第12条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書

指第 号

年 月 日

団体名及び代表者氏名 様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった小田原市こどもの居場所づくり事業補助金について、次のとおり決定しましたので、小田原市補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定により通知します。

団体名	
事業名称	
補助決定額	円
補助条件	(1) 地域に居住するこどもの誰もが自由に参加できる事業であること。 (2) 参加費が無料又は低廉（実費相当程度、こども1人あたり200円以内を想定）であること。 (3) 原則月1回以上行われるものであること。学校行事や学校の長期休暇に合わせ、開催しない月がある場合はこの限りではない。 (4) 1回あたりの開催時間が2時間以上であること。 (5) 食事の提供にあたっては、衛生管理について事前に小田原保健福祉事務所の保健所事務担当課に相談し、指導・助言を求めること。また、食品事故防止に努めるとともに食品アレルギーを原因とした事故の防止に努めること。 (6) 食事・食材の提供を行うこどもの居場所にあたっては、事故発生時の対応のため、任意の保険に加入すること。 (7) 活動実績があり、活動の継続が見込まれる事業であること。 (8) 事業内容を地域の自治会等に事前に周知し、理解されている事業であること。 (9) こどもの居場所の開設や開催に関し、この要綱に基づく補助金以外の本市に係る他の補助金、その他交付金の支援を受けていないこと。 (10) 小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号）及び小田原市こどもの居場所づくり事業補助金交付要綱（令和3年要綱第158号）の定めに従うこと。

様式第7号（第12条関係）

様式第7号（第12条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金不交付決定通知書

指第 号

年 月 日

団体名及び代表者氏名 様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった小田原市こどもの居場所づくり事業補助金について、以下の理由により交付しないことを決定しましたので、通知します。

団体名	
事業名称	
不交付理由	

様式第8号（第13条関係）

様式第8号（第13条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金交付請求書

年 月 日

小田原市長 様

所在地（住所）：

団体名：

代表者名： 印

年 月 日付け指第 号で交付決定を受けた小田原市こどもの居場所づくり事業補助金について、次のとおり請求します。

請求金額	円						
振込先 金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合			支店 支所			
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号				
口座名義 (フリガナ)							

委任状

私は次の者に小田原市こどもの居場所づくり事業補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

住所 _____

氏名 _____ 印

様式第9号（第16条関係）

様式第9号（第16条関係）

小田原市子どもの居場所づくり事業補助金交付決定取消・変更通知書

指第 号

年 月 日

団体名及び代表者氏名 様

年 月 日付け青指第 号で交付決定した小田原市こどもの居場所づくり事業補助金に係る交付決定の内容を次のとおり、（取消・変更）するので、小田原市補助金の交付等に関する規則第9条第3項（第16条第4項）の規定により通知します。

事業内容	
取消・変更前	
取消・変更後	

様式第10号（第17条、20条関係）

様式第10号（第17条、第20条関係）

指示書

指第 号

年 月 日

団体名及び代表者名 様

年 月 日付け指第 号で交付決定した小田原市こどもの居場所づくり事業補助金について、小田原市補助金の交付等に関する規則第12条第1項及び第15条第1項の規定により、次のとおり指示する。

指示事項	
理由	

様式第11号（第18条関係）

様式第11号（第18条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金 実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

所在地（住所）

団体名及び代表者名

年 月 日付け指第 号で交付決定を受けた小田原市こどもの居場所づくり事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

1 事業概要

事業名称		
交付金額	開催経費	円
	初期費用	円

3 添付書類

- (1) 小田原市こどもの居場所づくり事業補助金事業結果報告書（様式第12号）
- (2) 小田原市こどもの居場所づくり事業補助金開催経費収支決算書（様式第13号）
- (3) 開催経費に係る領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) 小田原市こどもの居場所づくり事業補助金初期費用決算書（様式第14号）
- (5) 初期費用に係る領収書等経費の支出を証する書類の写し

様式第12号（第18条関係）

様式第12号（第18条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金 事業結果報告書

事業名称	
事業の効果	

月	日時	参加人数		月	日時	参加人数	
		大人	子ども			大人	子ども
4月				10月			
5月				11月			
6月				12月			
7月				1月			
8月				2月			
9月				3月			
				合計	回	人	

様式第13号（第18条関係）

様式第13号（第18条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金 開催経費収支決算書

1. 収入の部

（単位：円）

項目	金額	説明（内訳・算出根拠）
補助金（小田原市）	円	小田原市こどもの居場所づくり事業補助金
補助金（県・国）	円	
その他補助金・負担金	円	
参加者からの参加費	円	
団体構成員からの会費等	円	
寄付金	円	
団体の自己資金等	円	
その他	円	
合計	円	

2. 支出の部

項目	金額	説明（内訳・算出根拠）
① 報償費 （講師等への謝礼等）	円	
② 食糧費 （食料・食材等）	円	
③ 消耗品費 （コピー用品、文房具等）	円	
④ 印刷製本費 （チラシの印刷等）	円	
⑤ 燃料費 （ガソリンや暖房器具の燃料等）	円	
⑥ 光熱水費 （ガス・水道・電気に係る費用等）	円	
⑦ 通信運搬費 （郵便料やインターネット回線費用等）	円	
⑧ 保険料 （参加者やボランティアの保険料等）	円	
⑨ 使用料 （会場使用料等）	円	
⑩ 備品購入費 （じゅう器や遊具の購入費用等）	円	
⑪ 負担金 （研修や講習会の受講料等）	円	
⑫ その他 （子ども政策課長が必要と認める経費）	円	
⑬ その他 （ ）	円	
合計	円	

注1）説明欄には金額の積算根拠等を明確に記載してください。

注2）計上しない項目についても削除はせず、0円と記載をしてください。

様式第15号（第19条関係）

様式第15号（第19条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金額確定通知書

指第 号

年 月 日

団体名及び代表者氏名 様

小田原市長

印

年 月 日付け指第 号で交付決定を受けた小田原市こどもの居場所づくり事業補助金について、実績報告の結果、補助金額を次のとおり決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則第14条の規定により通知する。

団体名	
事業名称	
補助金額	円
決定理由	

様式第16号（第21条関係）

様式第16号（第21条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金返還通知書

指第 号

年 月 日

団体名及び代表者氏名 様

小田原市長

印

年 月 日付け指第 号で交付決定を受けた小田原市こどもの居場所づくり事業補助金の返還について、小田原市補助金の交付等に関する規則第17条の規定により通知する。

団体名	
事業名称	
返還額	円
返還理由	
納付期限	年 月 日

様式第17号（第23条関係）

様式第17号（第23条関係）

小田原市こどもの居場所づくり事業補助金届出事項変更届

年 月 日

小田原市長 様

住所（所在地）：
団体名及び代表者名：

年 月 日付け指第 号で交付決定を受けた小田原市こどもの居場所づくり事業補助金に係る事項について次のとおり変更となりましたので届出ます。

ふりがな			
団体名			
ふりがな			
代表者名			
所在地（住所）			
電話番号		メールアドレス	